

大阪市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (2.0km)	加算運賃	
上限運賃	740円	201m 80円	1分 15秒 80円
B運賃	730円	204m 80円	1分 15秒 80円
C運賃	720円	207m 80円	1分 15秒 80円
D運賃	710円	209m 80円	1分 20秒 80円
下限運賃	700円	212m 80円	1分 20秒 80円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.196km	420円	201m 80円	1分 15秒 80円
B運賃	1.184km	410円	204m 80円	1分 15秒 80円
C運賃	1.172km	400円	207m 80円	1分 15秒 80円
D運賃	1.164km	390円	209m 80円	1分 20秒 80円
下限運賃	1.152km	380円	212m 80円	1分 20秒 80円

	時間制運賃 (30分)
上限運賃	3,210円
B運賃	3,170円
C運賃	3,130円
D運賃	3,080円
下限運賃	3,040円

② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (2.0km)	加算運賃	
上限運賃	710円	223m 80円	1分 25秒 80円
B運賃	700円	226m 80円	1分 25秒 80円
C運賃	690円	229m 80円	1分 25秒 80円
D運賃	680円	233m 80円	1分 25秒 80円
下限運賃	670円	236m 80円	1分 25秒 80円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.108km	390円	223m 80円	1分 25秒 80円
B運賃	1.096km	380円	226m 80円	1分 25秒 80円
C運賃	1.084km	370円	229m 80円	1分 25秒 80円
D運賃	1.068km	360円	233m 80円	1分 25秒 80円
下限運賃	1.056km	350円	236m 80円	1分 25秒 80円

	時間制運賃 (30分)
上限運賃	2,880円
B運賃	2,840円
C運賃	2,800円
D運賃	2,760円
下限運賃	2,720円

③ 中型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (2.0km)	加算運賃	
上限運賃	690円	261m 80円	1分 35秒 80円
B運賃	680円	265m 80円	1分 40秒 80円
C運賃	670円	269m 80円	1分 40秒 80円
D運賃	660円	273m 80円	1分 40秒 80円
下限運賃	650円	277m 80円	1分 40秒 80円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	0.956km	370円	261m 80円	1分 35秒 80円
B運賃	0.940km	360円	265m 80円	1分 40秒 80円
C運賃	0.924km	350円	269m 80円	1分 40秒 80円
D運賃	0.908km	340円	273m 80円	1分 40秒 80円
下限運賃	0.892km	330円	277m 80円	1分 40秒 80円

	時間制運賃 (30分)
上限運賃	2,570円
B運賃	2,540円
C運賃	2,500円
D運賃	2,460円
下限運賃	2,430円

④ 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (2.0km)	加算運賃	
上限運賃	670円	290m 80円	1分 45秒 80円
B運賃	660円	294m 80円	1分 50秒 80円
C運賃	650円	299m 80円	1分 50秒 80円
D運賃	640円	304m 80円	1分 50秒 80円
下限運賃	630円	308m 80円	1分 55秒 80円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	0.840km	350円	290m 80円	1分 45秒 80円
B運賃	0.824km	340円	294m 80円	1分 50秒 80円
C運賃	0.804km	330円	299m 80円	1分 50秒 80円
D運賃	0.784km	320円	304m 80円	1分 50秒 80円
下限運賃	0.768km	310円	308m 80円	1分 55秒 80円

	時間制運賃 (30分)
上限運賃	2,180円
B運賃	2,160円
C運賃	2,130円
D運賃	2,100円
下限運賃	2,060円

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。